

10月1日から

【後期高齢者医療制度】 10月から被保険者証が変わります

問 町民生活課 保険年金係 内線 2116

後期高齢者医療制度に負担割合2割が新設されます。10月1日から使用する被保険者証（薄緑色）につきましては、9月下旬の発送を予定しています。10月以降は、7月下旬に送付した被保険者証（青色）を絶対に使用しないようよろしくお願いします。

※負担割合変更の有無にかかわらず、被保険者全員に新しい被保険者証を発送いたしますのでご注意ください。

○変更点

下記のとおり、有効期限（被保険者全員）、一部負担金の割合（対象者のみ）が変更となります。

後期高齢者医療被保険者証（青色）

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	令和4年9月30日
	被保険者番号	XXXXXXXXXX
住所	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	
氏名	鬼北 花子	
生年月日	昭和××年×月×日	性別 女
資格取得年月日	平成××年×月×日	
発行期日	平成××年×月×日	
交付年月日	令和4年8月1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号・名称	39384888 愛媛県後期高齢者医療広域連合	

後期高齢者医療被保険者証（薄緑色）

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	令和5年7月31日
	被保険者番号	XXXXXXXXXX
住所	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	
氏名	鬼北 花子	
生年月日	昭和××年×月×日	性別 女
資格取得年月日	平成××年×月×日	
発行期日	平成××年×月×日	
交付年月日	令和4年10月1日	
一部負担金の割合	2割	
保険者番号・名称	39384888 愛媛県後期高齢者医療広域連合	



※有効期限は「令和5年7月31日」となります。（令和3年度までの保険料に未納がある場合は有効期限が異なります。）

※一部負担金の割合は1割、2割、3割のいずれかとなります。10月以降の負担割合については下記のフローチャートをご確認ください。

○一部負担金割合フローチャート

